

# 街路事業の流れ

## 都市計画決定(既決定)

都市の骨格を形成する主要な道路を、都市計画法に基づいて決定しています。

スタート!

### 概略設計 ①

整備を始める準備として現地測量等を行い、概略設計をします。

### ② 協議

警察、鉄道事業者、市町村、河川管理者等関係機関と協議します。

### 事業認可 ③

国土交通大臣から認可を受け、事業に着手することが正式に決定します。

### ④ 事業説明

事業内容について関係する地元の方々へ説明会を開催します。

### 詳細設計 ⑤

歩道、車道の形態、歩行環境、植栽、街路灯等の道路の詳細設計をします。用地測量も行います。

### ⑥ 用地取得

権利者調査  
↓  
境界設定  
↓  
買収面積確定  
↓  
買収交渉  
↓  
契約、登記  
↓  
完了

上記の手続きを経て道路の整備に必要な用地を取得します。

### 道路工事実施 ⑦

工事を実施します。

### ⑧ 法律の手続き

道路の供用を開始するために、必要となる手続きを行います。

### 道路の供用開始 ⑨

道路が開通し、都市基盤として市民の皆様の快適な暮らしに役立ってます。

ゴール!